

## 議案第59号 三田市民病院の管理に係る指定管理者の指定について

三田市民病院の管理に係る指定管理者に指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

### 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び指定管理者となる団体

名 称	指定管理者となる団体
三田市民病院	社会福祉法人恩賜財団済生会支部兵庫県済生会 兵庫県神戸市北区藤原台中町五丁目1番1号 支部長 山本 隆久

### 2 指定管理期間

名 称	指定管理期間
三田市民病院	令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

### 3 関係法令

地方自治法第244条の2第6項（昭和22年法律第67号）

三田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年三田市条例第21号）

三田市民病院事業の設置等に関する条例（昭和41年三田市条例第35号）

### 4 指定管理者の指定管理料及び選定理由

(1) 指定管理料 〔提案額 1,710,000千円（税込）〕

(2) 選定理由

社会福祉法人恩賜財団済生会支部兵庫県済生会は、三田市民病院の再編統合の相手方であるとともに、指定管理者制度の導入によって、下記の効果を見込むことができるため、指定候補者として選定したもの。

#### ①公的医療機関としての役割を発揮し、市民サービスの向上に期待できるため。

社会福祉法人恩賜財団済生会は、医療法において公的医療機関として位置付けられている日本最大の社会福祉法人であり、生活困窮者を助ける「施薬救療」を法人の理念に掲げ、低所得者向けに「無料低額診療事業」を行うなど、公の志を持った法人として公立病院の使命や役割を果たすことが期待できる。

#### ②全国で運営している民間的な経営手法の導入により、迅速かつ最適な意思決定による業務執行等に期待できるため。

指定管理者制度の導入に伴い、条例等による制約が緩やかになることで意思決定の迅速化と組織の柔軟性向上が期待できることに加えて、済生会兵庫県病院における地域周産期母子医療センターの豊富な実績等を活用でき、社会福祉法人恩賜財団済生会も、全国40都道府県で100以上の病院等を運営する組織であることから、そのネットワークを十分に活用することにより、一定の医療水準の維持に期待できる。